

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

令和三年六月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市千代田二丁目二十一番三

堀口 広

二 建築協定区域

埼玉県坂戸市千代田二丁目一番九十六外百六筆百七区画